

平成26年12月5日

**ヨドバシカメラアッセンブリーセンター川崎増設計画に係る
条例環境影響評価審査書の公告について（お知らせ）**

当該指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条第1項の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 指定開発行為者

東京都新宿区北新宿3丁目20番1号
株式会社ヨドバシカメラ
代表取締役 藤沢 昭和

2 指定開発行為の名称及び所在地

ヨドバシカメラアッセンブリーセンター川崎増設計画
川崎市川崎区殿町3丁目25番15

3 条例環境影響評価審査書公告年月日

平成26年12月5日（金）

4 問合せ先

名 称：株式会社ヨドバシカメラ（株式会社ヨドバシ開発）
所在地：東京都新宿区北新宿3丁目20番1号
電 話：03-3227-2153

（川崎市環境局環境評価室担当）

電話 044-200-2156

ヨドバシカメラアッセンブリーセンター川崎増設計画に係る

条例環境影響評価審査書

平成26年12月

川 崎 市

ヨドバシカメラアッセンブリーセンター川崎増設計画（以下「指定開発行為」という。）は、株式会社ヨドバシカメラ（以下「指定開発行為者」という。）が、川崎区殿町3丁目25番15の約14.9haの区域において、地上4階建ての物流施設を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、平成26年1月29日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）を提出した。その後、条例に基づく手続を経て、条例方法審査書に基づき、指定開発行為が環境に及ぼす影響を調査、予測及び評価を行い、平成26年8月18日に条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったが、市民等からの意見書の提出はなかった。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、平成26年11月28日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：株式会社ヨドバシカメラ

代表者：代表取締役 藤沢 昭和

住 所：東京都新宿区北新宿3丁目20番1号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：ヨドバシカメラアッセンブリーセンター川崎増設計画

種 類：大規模建築物の新設（第1種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の15の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市川崎区殿町3丁目25番15

区域面積：約148,857 m²

用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目 的

物流施設の建設

イ 土地利用計画

土地利用区分		計画地		備考
		面積 (㎡)	構成比	
建築物	計画建物	約 50,910	約 34.2%	・守衛所含む
	既設建物	約 50,119	約 33.7%	・既設2棟 ・守衛所含む
緑化地		約 12,350	約 8.3%	・新規緑化地、既存緑化地
駐車場		約 7,320	約 4.9%	—
計画地内道路 ・空地等		約 28,158	約 18.9%	・トラック待機場等含む
合計		約 148,857	100.0%	—

ウ 建築計画等

区分	建築面積 ^{注1)} (㎡)	延べ面積 (㎡)	構造	階数	建物高さ (m)
計画建物	約 50,910	約 204,131	鉄骨造	4階	約 32.5
既設建物	約 49,482	約 45,195	鉄骨造	1階、2階	約 10
合計	約 100,392	約 249,326	—	—	—
敷地面積	約 148,857 ㎡				
建ぺい率 ^{注2)}	約 68%				
容積率	約 168%				
緑被率	約 15.0%				

注1) 建築基準法に基づく建築面積。

注2) 建ぺい率の限度は、建築基準法に基づく角地による緩和により当地域の60%に10%加えた70%となる。

エ 施設稼働計画

項目	内容	
	計画建物	既設建物
物流施設	面積：約 201,494 m ²	面積：約 43,667 m ²
事務所・厚生施設	事務室、電算室、食堂、便所、警備室、休憩室、更衣室等 面積：約 2,637 m ²	事務室、電算室、食堂、便所、警備室、休憩室、更衣室等 面積：約 1,528 m ²
取り扱う物品	パソコン・OA機器、カメラ・デジタルカメラ、オーディオ・ビデオ機器、家電、時計、携帯電話、ゲーム機及びソフト、CD/DVD ソフト、書籍、日用雑貨等	
従業員数	約 1,000 人	
営業日数及び時間	365 日/年（無休）、24 時間（3 交代制）	
トラックバース ^注 等数	・トラックバース 212 台（1 階 80 台、2～4 階各 44 台） ・待機場場 75 台（1 階 15 台、2～4 階各 20 台）	・トラックバース 72 台 （1 階）
従業員用バス駐車場	2 台	1 台
来客用駐車場台数	430 台 （計画建物：311 台（うち屋上：128 台）、既設建物：119 台）	
自動車発生集中量	約 1,000 台/日（現況 520 台/日）	

注）荷捌きを行うための駐車場所。

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、物流施設の建設であり、工事中における大気質、騒音、交通安全対策や供用時の騒音、交通安全対策等、計画地周辺の生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.048ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.051mg/m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/m³以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.158ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1ppm～0.2ppm）を満足し、浮遊粒子状物質は0.073mg/m³で、環境基準（0.20mg/m³以下）を満足すると予測している。さらに、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.047ppm、浮遊粒子状物質が0.052mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

一方、供用時の冷暖房施設等の設置に伴う二酸化窒素の長期将来濃度の最大値は0.045ppmで、環境基準を満足すると予測している。ま

た、冷暖房施設等のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度の最大値は、一般的な気象条件では0.0488ppm、ダウンウォッシュ時では0.0367ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値を下回ると予測している。さらに、計画建物を幾つかのゾーンに分けて空調設備を導入し、作業空間のみでの空調使用とすることにより、効率的な運用を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、駐車場等の利用に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.044ppm、浮遊粒子状物質が0.050mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、自社車両については、整備、点検を徹底し、整備不良、劣化等による大気汚染物質の増加を避けるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、施設関連車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.047ppm、浮遊粒子状物質が0.052mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、施設関連車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、車両ルートが小学校等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 土壌汚染

本計画では、既存調査結果と計画建物の工事範囲から、ふっ素による汚染土壌の存在が推定されるため、工事範囲において基準値を超過する汚染が確認された土壌は、施工中における対策方法と対策範囲を明確にした上で、適切に対応するとしている。また、工事の際には、計画地の場外に搬出する土壌は汚染の有無を確認の上、汚染があれば、運搬及び処理に当たって環境省のガイドラインを遵守し、適切な汚染土壌の処理・処分を行うとしている。さらに、汚染土の搬出に際しては、運搬中の荷崩れや飛散防止の対策を行うな

どの環境保全のための措置を講ずることから、現状を悪化させることとはないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、土壌汚染の調査・対策の実施に当たっては、市関係部署と協議すること。

ウ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

本計画における主要植栽予定樹種は、計画地やその周辺で現在良好に生育している樹種であり計画地の環境特性に適合し、植栽基盤の整備に必要な土壌量は、植栽土壌が約 2,315 m³及び屋上緑化の軽量土壌が約 3,000 m³と予測している。また、計画地内の土壌は、保肥力に乏しく栄養塩類の不足や多くの単粒状の部分がみられたことから、土壌改良が必要であると予測している。これに対して、有機質系の改良資材を混入するとともに、礫等の撤去、施肥を行い、土壌を膨軟に改良するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保や屋上緑化の構造等について、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は約 15.0%で、地域別環境保全水準（15.0%）を確保し、植栽本数についても、「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を上回ると予測している。さらに、新規緑化地は既存の計画地内の緑との連続性を確保するとともに、計画地北側の多摩川側及び計画地西側にまとまった緑化地を配置するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、緑被率は屋上緑化を含めたものであり、その将来にわたる担保を図るとともに、新たに植栽する

樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

エ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

(ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は 75.2 デシベルで、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において 63.9～74.4 デシベルで、予測地点 1 においては環境基準（70 デシベル以下）を満足するが、予測地点 2 及び 4 においては環境基準を、予測地点 3 においては環境保全目標（70 デシベル以下）を超過するものの、これらの地点は現況において既に環境基準及び環境保全目標を超過しており、工事用車両の走行による増加分は 0.2 デシベル以下と予測している。これに対して、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

一方、供用時の冷暖房施設等の設置に伴う騒音レベルの最大値は、計画地西側を除く敷地境界で 22.0 デシベル、計画地西側の敷地境界で 19.0 デシベルとなり、全ての時間区分で環境保全目標（57.5 デシベル以下～75 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、冷暖房施設等の整備、点検を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、駐車場等の利用に伴う騒音レベルの最大値は昼間 49.0 デシベル、夜間 45.0 デシベルで、環境保全目標（昼間：60 デシベル以下、夜間：50 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、施設関連車両の不要な空ふかし、急加速等の高負荷運転の防止、アイドリングストップ等のエコドライブの指導を徹底するなどの環境

保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、施設関連車両の走行に伴う等価騒音レベルは、60.6～74.4 デシベルで、予測地点1においては環境基準（昼間：70 デシベル以下、夜間：65 デシベル以下）を満足するが、予測地点2及び4においては環境基準を、予測地点3においては環境保全目標（昼間：70 デシベル以下、夜間：65 デシベル以下）を超過するものの、これらの地点は現況において既に環境基準及び環境保全目標を超過しており、施設関連車両の走行による増加分は0.2 デシベル以下と予測している。これに対して、施設関連車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、車両ルートが小学校等に近接していること、さらに、沿道における等価騒音レベルが現況において既に環境基準又は環境保全目標を超えると予測している地点があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を更に徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

(イ) 振 動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は58.0 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、建設機械の集中稼働を避け、効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルのピーク日ピーク時間帯における最大値は、昼間45.7 デシベル、夜間44.1 デシベルで、環境保全目標（昼間：70 デシベル以下、夜間：65 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための

措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時の冷暖房施設等の設置に伴う振動レベルの最大値は、計画地西側を除く敷地境界で 44.0 デシベル、計画地西側の敷地境界で 39.0 デシベルとなり、全ての時間区分で環境保全目標（60 デシベル以下～70 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、冷暖房施設等の整備、点検を徹底し、整備不良、機器の劣化等による振動を防止するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、施設関連車両の走行に伴う振動レベルのピーク時間帯における最大値は、昼間 45.6 デシベル、夜間 44.2 デシベルで、環境保全目標（昼間：70 デシベル以下、夜間：65 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、施設関連車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当である。

オ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 一般廃棄物

供用時に発生する一般廃棄物は、事業系一般廃棄物が年間約 6,240 トン（可燃性廃棄物約 1,570 トン、紙類約 4,670 トン）とし、紙類は全量について資源化を図ることから、資源化率は約 74.8% になると予測している。これらについては、分別のうえ保管し、再生利用が可能な紙類については、古紙再生業者に委託して資源化を図り、可燃性廃棄物については、許可業者に収集運搬を委託して指定処理施設にて適正に処理するとしている。さらに、商品取扱業者に対して簡易梱包や再利用型運搬箱の活用など廃棄物の発生抑制を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当である。

(イ) 産業廃棄物

建設工事に伴い発生する産業廃棄物は、約 1,106 トン（がれき類約 320 トン、木くず約 210 トン等）、汚泥約 55,000 m³と予測し、汚泥以外は約 656 トンについて資源化を図ることから、資源化率は約 59.3%になり、また、汚泥は全量について資源化を図ると予測している。これらについては、分別のうえ保管し、それぞれ法令に基づく許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託し、適正に処理するとしている。さらに、工事用資材は、再使用型コンクリート型枠材等、可能な限り再使用型資材を使用することにより、廃棄物の発生量を低減するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、施設の供用時において発生する産業廃棄物は、年間約 750 トン（廃プラスチック類約 430 トン、金属くず約 220 トン等）とし、この全量について資源化を図ることから資源化率は 100%と予測している。これらについては、分別して保管したのち許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託して適正に処理するとしている。さらに、再利用型運搬箱の活用など、事業活動に伴う産業廃棄物の発生抑制に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当である。

(ウ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土は約 91,200 m³と予測し、法令等に基づき許可を得た処分地に搬出し、適正に処理するとしている。さらに、建設発生土の搬出に際し、荷崩れや土砂の飛散が生じないように荷台カバー等を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、建設発生土量が約 91,200 m³あることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。また、計画地周辺広域での建設発生土の再利用状況を調査し、より多くの再利用が図られるよう具体的な方策について条例

環境影響評価書で明らかにするとともに、再利用等を含めた処理・処分方法について、その実施内容を市に報告すること。

カ 景観（景観、圧迫感）

本計画の実施に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度については、計画地に新たな景観構成要素として物流施設が出現するが、計画地周辺は、工場や倉庫等となっており、大規模なプラント、建物等が存在する中に同様な計画建物が出現し、工業地帯の地域景観と一体となった景観を形成することから、本事業の実施による主要な景観構成要素の改変はなく、地域景観の特性の変化は少ないと予測している。

また、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、計画建物が視認される眺望地点では、既設建物や周辺の建築物と一体となった景観を形成すると予測している。さらに、計画建物等の色彩は、川崎市の景観形成ガイドラインの基準に沿った色彩を採用し、周辺環境に溶け込むデザインとするなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境と調和が保たれるとしている。

一方、圧迫感については、地点B（多摩川サイクリングコース西）における形態率は、現況が0.14%、供用時には0.27%となり、地点G（多摩川サイクリングコース中央）における形態率は、現況が14.3%、供用時には21.3%となり、いずれの地点においても現況と比較して供用時の形態率は増加すると予測している。これに対して、計画建物のフェンスについては、高さの抑制、壁面上部の透明化又は敷地内側へ傾斜させることなどにより圧迫感の低減に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画建物のフェンスにより形態率が増加すると予測していることから、圧迫感の低減のため環境保全のための措置を徹底すること。

キ 日照阻害

本計画の実施に伴う冬至日の平均地盤面における日影の影響を受ける建物は存在しないと予測している。計画地の北側の多摩川の干潟への影響について、冬至日の等時間日影線は多摩川内まで及ぶものの、春分・秋分日における等時間日影線は冬至日の日影範囲に比べて狭く、夏至日においては等時間日影線が多摩川内まで及ばないことから、多摩川の干潟への影響は小さいと予測している。また、本事業では、建物高さを周辺の既存施設と比べて突出しない程度の高さとするなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の住環境に著しい影響を与えないとしているが、冬至日及び春分・秋分日において日影が多摩川の干潟に及ぶと予測していることから、環境保全のための措置を徹底すること。

ク 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工事用車両の走行に伴うピーク日ピーク時間帯において、交差点需要率は最大 0.667 で、交差点における交通処理が可能とされる 0.9 を下回ると予測している。また、交差点の車線別混雑度は最大 1.036 で、予測した交差点のうち一つの車線で円滑な交通処理が可能とされる 1.0 を上回るが、この車線は本事業の工事用車両は通行せず車線別の混雑度の増加がないため、本事業による影響はなく、その他の車線は 1.0 を下回ると予測している。さらに、工事用車両が特定の時間に集中しないように工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

また、施設関連車両の走行に伴うピーク時間帯において、交差点需要率は最大 0.664 で、交差点における交通処理が可能とされる 0.9 を下回ると予測している。また、交差点の車線別混雑度は最大 1.036 で、予測した交差点のうち一つの車線で円滑な交通処理が可能とされる 1.0 を上回るが、この車線は本事業の施設関連車両は通行せず車線別混雑度の増加がないため、本事業による影響はなく、その他の車線は 1.0 を下回ると予測している。さらに、施設関連車両の集中が発生しないよう、配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずる

としている。

交通安全については、車両ルートは、おおむねマウンドアップ及び植樹帯やガードレール等により歩車分離がなされており、車両が走行した場合でも安全に通行することが可能と考えられるが、車両ルートの一部は、殿町小学校の指定通学路になっており、歩行者に対する安全への配慮が必要になると予測している。これに対して、特に殿町小学校の通学時間帯となる平日の朝の時間帯は、子供の通行へ配慮するよう運転者に対して交通安全教育を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、車両ルートが小学校等に近接していること、車両ルートの一部が指定通学路になっていることから、事業の実施に当たっては交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

ケ 温室効果ガス

本計画における二酸化炭素排出量は約 6,547t-CO₂/年で、高効率照明機器の導入による二酸化炭素排出抑制対策を行うことから、その削減の程度は約 10.5%と予測している。さらに、計画建物を幾つかのゾーンに分けて空調設備を導入し、作業空間のみでの空調使用とすることにより、効率的な運用を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、温室効果ガス排出量の抑制が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、電気ヒートポンプ及びガスヒートポンプを使用した場合の、エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の数値を明示した上で、ガスヒートポンプを選定した理由を条例環境影響評価書で明らかにすること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、

「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、工事中の「土壌汚染」及び供用時の「緑の質」を行うとしており、これらの調査項目の選定はおおむね妥当であるが、条例準備書に記載した事後調査の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえ、計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成26年	1月29日	指定開発行為実施届及び条例方法書の受理
	2月5日	条例方法書公告、縦覧開始
	2月19日	市長から審議会に条例方法書について諮問
	3月24日	条例方法書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 なし
	5月26日	審議会から市長に条例方法書について答申
	6月2日	条例方法審査書公告、指定開発行為者宛て送付
平成26年	8月18日	条例準備書の受理
	8月25日	条例準備書公告、縦覧開始
	10月8日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 なし
	10月20日	市長から審議会に条例準備書について諮問
	11月28日	審議会から市長に条例準備書について答申
	12月5日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成26年 2月19日 審議会（現地視察）

4月11日 審議会（条例方法書事業者説明及び審議）

5月23日 審議会（条例方法書答申案審議）

平成26年10月20日 審議会（現地視察、条例準備書事業者説明及び審議）

11月26日 審議会（条例準備書答申案審議）